

# 日吉台コミュニティ基金規約

(制定 昭和 61 年 4 月 6 日)

(改正 平成 2 年 4 月 1 日、平成 12 年 4 月 16 日

平成 29 年 4 月 16 日)

## 第 1 章 総 則

(基金の設置)

第 1 条 大津市日吉台学区民の共有の財産により、大津市日吉台学区自治連合会（以下「自治連合会」という。）に基金を設置する。

(基金の名称)

第 2 条 この基金は、「日吉台コミュニティ基金」（以下「基金」という。）と称する。

(基金の目的)

第 3 条 基金は、大津市日吉台学区民の共有の財産を適切に管理運用するとともに、地域の福祉及びコミュニティ活動の増進を図ることを目的とする。

(基金に属する財産)

第 4 条 基金に属する動産は、次のとおりとする。

- (1) 日吉台共用施設維持管理基金残金及びその果実
- (2) 基金に属する財産の運用収益による積立金

(基金の事業)

第 5 条 基金は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基金に属する財産の管理および運用
- (2) コミュニティ施設への助成
- (3) まちづくり事業への助成
- (4) コミュニティ活動への助成
- (5) その他基金の目的を達成するため必要な関連事業

## 第 2 章 管理委員会

(管理委員会の設置)

第 6 条 基金を管理し、基金の事業を実施するため、自治連合会の特別委員会として、「日吉台コミュニティ基金管理委員会」（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 管理委員会の事務所を日吉台一丁目 1 5 番 1 号に置く。

(委員)

第7条 管理委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| (1) 自治連合会が所属自治会の推薦を経て委嘱した者 | 1名        |
| (2) 自治連合会が指名した者            | 1名        |
| (3) 自治連合会に属する自治会が選出した者     | 1自治会につき1名 |

(任期)

第8条 前条第1号および第3号の委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。第3号の委員の任期を1年又は2年に短縮することは、管理委員会の決議により行うことができる。

- 2 前条第3号の委員に欠員が生じたときは、当該委員の属する自治会は、すみやかに補欠の委員を選出しなければならない。
- 3 前項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第9条 管理委員会に次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 委員長  |    |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 書記   | 1名 |
| (4) 会計   | 1名 |
- 2 前項の役員のうち委員長は第7条第1号の委員をもってあて、副委員長のうち1名は同条第2号の委員をもってあて、その他の役員は同条第3号の委員より互選により定める。

(役員の仕事と責任)

第9条の2 委員長は、委員会を代表し、基金に属する財産の権利関係を証する書類その他の重要書類を管理し、自治連合会の会議に出席して意見を述べる。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときこれを代理する。
- 3 書記は、会議録その他委員会の活動に関する記録を整備し、委員会の庶務に携わる。
- 4 会計は、基金に属する現金の預託および出納、予算および決算の作成管理に携わる。

(顧問)

第10条 管理委員会が必要と認めるときは、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから、委員長が委嘱する。

(会議)

第11条 管理委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 管理委員会の議事は、委員の過半数により決するものとし、可否同数のときは委員長が決定する。

(自治連合会の承認)

第12条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項については、自治連合会の総会に付議し議決を得なければならぬ。

- (1) 規約の改正
- (2) 長期事業計画
- (3) 年間事業計画および事業報告
- (4) 年間予算および決算報告

2 この規約に基づく管理委員会の決定のうち重要な事項は、自治連合会の役員会の承認を得るものとする。

### 第3章 財産の管理および運用

(現金の管理及び運用)

第13条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券その他確実かつ有利な方法で管理運用するものとする。

(収益の取り扱い)

第14条 基金に属する財産より生じた収益は、予算の定めるところにより、基金の事業の原資とし、または基金として積み立てるものとする。

### 第4章 助成事業等

(助成事業の原則)

第15条 第5条第2号、第3号及び第4号の事業（以下「助成事業」という。）の実施に当たっては、基金設置の目的に照らし、適切な助成の対象を選定するものとする。

- 2 助成事業の実施に当たっては、国・県・市などの公共団体または公共的団体、自治連合会・各自治会等の類似事業との重複を避け、助成事業の効果が有効に発揮されるよう努めるものとする。
- 3 助成事業の実施に当たっては、アンケートの実施その他の方法により、広く住民の意見を聴取するよう努めるものとする。

(助成事業の実施)

第16条 助成事業は、管理委員会が自治連合会の承認を得て定める基金の長期及び年間事業計画、年間予算に従い、選定した助成対象事業に助成金を交付して行うものとする。

(関連事業)

第17条 第5条第5号の基金の目的を達成するため必要な関連事業は、基金に関する広報、基金の充実および発展・将来計画等に関する調査、研究活動その他の事業とする。

## 第5章 雑則

(会計年度)

第18条 基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(特別会計)

第19条 基金の会計は、自治連合会の特別会計とする。

(その他)

第20条 この規約実施のため必要とする事項は、管理委員会が定める。

付則

この規約は、昭和61年4月6日から実施する。

この規約は、平成2年4月1日から改正実施する。

この規約は、平成12年4月16日から改正実施する。

この規約は、平成29年4月16日から改正実施する。